

平成26年度第12回教育委員会定例会 会議録

◇ **開催年月日** 平成27年3月25日(水) 15時35分開会
16時35分閉会

◇ **開催の場所** 教育委員会室

◇ **出席委員**

委員長	窪 蘭 修	委員	津 曲 貞利
委員	高 島 まり子	委員	桃 木 野 聡
教育長	石 踊 政昭		

◇ **説明のため出席した者の職氏名**

管理部長	星 野 泰啓	教育部長	藤 田 芳昭
総務課長	橋 口 訓彦	施設課長	岩 切 正己
文化財課長	兒 玉 潤一郎	美術館副館長	山 西 健夫
図書館長	齊 之 平 智	学務課長	松 山 武史
学校教育課長	白 濱 富男	保健体育課長	向 井 雄志
青少年課長	岩 戸 均	生涯学習課長	寺 蘭 裕之
少年自然の家所長	藤 山 洋一	中央学校給食センター所長	春 田 浩志

◇ **書記**

総務課主幹	土 屋 幹雄	総務課主査	久 家 加奈子
-------	--------	-------	---------

◇ 議事日程

- 1 開 会
- 2 会議成立の宣言
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議 案
 - 定第 5 6 号議案 鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免の件
 - 定第 5 7 号議案 鹿児島市教育委員会会議規則一部改正の件
 - 定第 5 8 号議案 鹿児島市教育委員会傍聴人規則一部改正の件
 - 定第 5 9 号議案 鹿児島市教育委員会公告式規則一部改正の件
 - 定第 6 0 号議案 鹿児島市教育委員会公印規則一部改正の件
 - 定第 6 1 号議案 鹿児島市教育委員会事務委任等規則一部改正の件
 - 定第 6 2 号議案 鹿児島市教育委員会教育長職務代行規則廃止の件
 - 定第 6 3 号議案 鹿児島市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する規則制定の件
 - 定第 6 4 号議案 鹿児島市教育委員会文書取扱規程一部改正の件
 - 定第 6 5 号議案 鹿児島市立学校管理規則一部改正の件
 - 定第 6 6 号議案 鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則一部改正の件
 - 定第 6 7 号議案 鹿児島市立学校職員の職、休日休暇及び勤務時間等に関する規則一部改正の件
 - 定第 6 8 号議案 鹿児島市教育委員会人事評価実施規程一部改正の件
 - 定第 6 9 号議案 鹿児島市立幼稚園の保育料の減免に関する規則一部改正の件
 - 定第 7 0 号議案 鹿児島市立高等学校の入学検定料及び入学料の免除に関する規則の一部を改正する規則一部改正の件
 - 定第 7 1 号議案 鹿児島市立図書館条例施行規則一部改正の件
 - 定第 7 2 号議案 鹿児島市公民館運営審議会の組織及び運営並びに鹿児島市公民館条例の施行等に関する規則一部改正の件
- 6 報告事項
 - (1) 平成 2 7 年度教育委員会活動の点検・評価について
 - (2) 学校いじめ防止基本方針策定状況について
 - (3) 平成 2 6 年度鹿児島学習定着度調査の結果について
 - (4) 平成 2 7 年度学校図書館司書配置換えについて
 - (5) 平成 2 6 年度鹿児島市社会教育委員の会議からの提言について
 - (6) 吉田公民館改修について
 - (7) 喜入公民館ホールの完成について
 - (8) 鹿児島市美術品等取得基金による美術品の購入について
 - (9) 市議会関係の審議結果等について
 - (10) 教育委員会関係の主な行事について
- 7 その他
- 8 閉 会

◇ 会議要旨

1 開会

委員長 ただいまから、平成26年度第12回教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

委員長 本日は全員出席しており、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

3 会議録署名者の指名

4 会議の公開等について

委員長 次に、会議の非公開についてですが、本日の議案17件のうち定第56号議案は、人事・人選に係る案件でありますので、傍聴を禁止し、関係部課長のみの出席にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

委員長 ご異議もないので、そのように取り扱います。

5 議案

定第71号議案 鹿児島市立図書館条例施行規則一部改正の件

原案可決

委員長 まず、定第71号議案について説明をお願いします。

事務局 それでは、議案綴りの54ページをご覧ください。定第71号議案「鹿児島市立図書館条例施行規則一部改正の件」について、ご説明いたします。55ページの改正理由につきましては、市民サービスの向上を図るため、社会状況の変化に合わせて様式の文言整理等を行い、それに伴い規則の条文を改めるものでございます。60ページをお開きください。新旧対照表で左側が現行の様式、右側が改正後の様式になります。様式第2「視聴覚資料利用申込書」のビデオ・CDの文言を削除するとともに、リクエスト名をタイトル名に、リクエストコードを資料番号に変更いたしました。61ページの様式第4「個人利用申込書」につきましては、利用者カードの新規発行の申し込みではなく、新規登録・登録内容変更・再発行を含む様式にするとともに、生年月日の元号や住所欄の肩書き、電話番号の呼出を削除いたしました。62ページの様式第5「団体利用申込書」につきましても、新規登録・登録内容変更・再発行の様式として、所在地欄の肩書きを削除したところでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議のうえ、ご承認いただきますようお願いいたします。

委員長 ただいまの説明について、何かご質疑はありませんか。

委員 この生年月日の元号をなくす理由を教えてください。

事務局 平成と昭和との境が分かりづらいということで、西暦で表示することにいたしました。

委員 元号を使わなければいけないものもありませんか。
事務局 公文書については元号を使用するケースがほとんどです。
委員長 他になければ、原案どおりとすることにご異議ありませんか。
(なしの声あり)
委員長 ご異議もないので、本件は原案どおりといたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

**定第72号議案 鹿児島市公民館運営審議会の組織及び運営並びに鹿児島市公民館
条例の施行等に関する規則一部改正の件** 原案可決

委員長 次に、定第72号議案について説明をお願いします。
事務局 議案綴りの63ページをご覧ください。定第72号議案「鹿児島市公民館運営審議会の組織及び運営並びに鹿児島市公民館条例の施行等に関する規則一部改正の件」について、ご説明いたします。喜入公民館ホールの供用開始に伴い、同館の設備の使用料を定めるとともに、地域公民館の施設の仮予約の手続きについて、条文の整備をするものでございます。66ページをお開きください。一部改正をいたします規則の新旧対照表でございます。左の表が改正前で、右側の方が改正後となります。初めに、下線が引いてあります第3条に地域公民館の施設を使用する際の申請書の提出期限や仮予約の手続き等について、これまでなかった規定を規則に明記するものでございます。次に、喜入公民館ホールの供用開始に伴う同館に新設する設備の使用料について説明いたします。別紙の定第72号議案関係資料をご覧ください。喜入公民館ホールに新設する機器の概要や使用方法・使用料をまとめたものでございます。この5つの料金につきましても、他の公民館の使用料と同額としたところでございます。施行日につきましては、喜入公民館ホールの設備使用料が平成27年3月25日で、それ以外につきましては平成27年4月1日となります。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。
委員長 ただいまの説明について、何かご質疑はありますか。
委員 本日3月25日、喜入公民館の開館セレモニーが行われました。この開館によって、市民や利用者も多くなると思います。
委員長 他になければ、原案どおりとすることにご異議ありませんか。
(なしの声あり)
委員長 ご異議もないので本件は原案どおりといたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

6 報告事項

(1) 平成27年度教育委員会活動の点検・評価について

委員長 次に、報告事項(1)について説明をお願いします。

事務局 報告事項関係資料①をご覧ください。平成27年度の教育委員会活動の点検・評価の実施につきまして、ご説明いたします。点検・評価の根拠につきましては、1に記載のとおり、地方教育行政法の規定に基づき実施するものでございます。2の点検・評価のこれまでの流れといたしましては、23年3月に策定した教育振興基本計画に掲げる施策及び関連事業について評価を実施しており、23、24年度は施策の評価を、25、26年度は事務事業の評価を実施したところでございます。対象・実施方法につきましては、点検・評価実施要綱で、教育委員会で協議し、決定することとされております。平成27年度につきましては、施策評価を実施したいと考えておりますが、3にありますように23年度から26年度を振り返っての総括評価を実施したいと考えております。評価内容といたしましては、教育振興基本計画に掲げる、「文化振興」を除く40施策について、施策評価を行い、評価結果につきましては、27年度に策定する教育振興基本計画の後期計画の策定に活用することといたします。なお、文化に関することについては、市長事務部局の行政評価で実施します。4の点検・評価の進め方は、4月に担当課による一次評価、5月に学識経験者から意見聴取、8月から10月に教育委員の皆様による二次評価、10月の定例会で決定いただき、11月に議会への報告、公表を予定しているところでございます。2ページをご覧ください。点検・評価対象の施策一覧でございます。右側の欄は、主な所管課を記載しておりますのでお目通しください。以上で説明を終わります。

委員長 何かお聞きになりたいことがありましたらどうぞ。
(なしの声あり)

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

(2) 学校いじめ防止基本方針策定状況について

委員長 次に、報告事項(2)について説明をお願いします。

事務局 報告事項関係資料②をご覧ください。学校いじめ防止基本方針策定状況について、ご説明いたします。1のこれまでの経緯についてでございますが、平成26年10月に「鹿児島市いじめ防止基本方針」を策定いたしました。それに基づいて、各学校は基本方針案を作成し、青少年課の記入漏れ等のチェックを経て、案を修正したところでございます。その結果、2の策定及び組織の設置状況でございますが、市立の全ての学校で基本方針が策定され、いじめの防止等の対策のための組織も設置されております。各学校の基本方針に盛り込まれている主な内容は、市の基本方針に基づいた(1)から(6)のようなものでございます。各学校の基本方針に記載されている未然防止に係る主な取組といたしまして、全市一斉に取り組むいじめ防止啓発強調月間の取組や民生委員等の地域人材活用、児童会による縦割り活動、みんなで遊ぶ日の設定、子どもいじめ対策

委員会の設置、生徒会によるいじめ撲滅宣言の採択、地域住民による啓発活動など各種の特色ある取組が記述されております。今後の学校の対応でございますが、3月中に各学校のホームページで公開し、新年度には、PTA や地域の会合、学校便り等で周知を図る予定でございます。以上で終わります。

委員長 何かお聞きになりたいことがありましたらどうぞ。

委員 文部科学省が全国の小・中学校でアンケートを行い、家庭に帰らない生徒が400名くらいいることを聞きました。鹿児島市は何名いますか。

事務局 鹿児島市の市立の小・中・高等学校では、該当生徒はいなかったところがございます。



(3) 平成26年度鹿児島学習定着度調査の結果について

委員長 次に、報告事項(3)について説明をお願いします。

事務局 報告事項関係資料③をご覧ください。平成26年度鹿児島学習定着度調査の結果について、ご報告いたします。本調査は、県教育委員会が実施するもので、児童生徒の学歴や学習状況について調査をしまして、指導方法の改善・充実を図ることを目的としております。調査の内容・実施日等につきましては、お目通しください。次に、2の各教科の平均通過率及び調査結果概要について、ご報告いたします。各教科・学年ごとに基礎・基本、思考・表現、全体に分け、市・県の平均通過率とその差を示しております。下の分析に示してありますように、小学校は社会以外の教科で県平均を上回っております。社会が下回った理由としましては、基本的な学習指導の方法が確立されていないこと、基礎的・基本的事項を定着できていないことが挙げられます。中学校は、2年理科の思考・表現以外の学年・教科は、県平均を上回っております。2年理科の思考・表現が下回った理由としましては、日常生活の関わりを思考する場面において、生徒一人一人に自分の言葉で書かせたり、説明させたりする活動が足りないことが挙げられます。今後は、小学校の社会科につきましては、研究協力校の取組を各学校に配信しまして、周知をしながら指導方法改善に努めていきます。また、中2の理科につきましては、全教員が3年間に1回研究授業を実施するという学力向上の新たな施策が行われますので、課題のあった内容を取り上げまして重点的に指導を行ってまいります。3の調査結果の活用につきましては、詳細な分析結果を基に対策を示し、各学校の指導法改善につながるよう支援してまいります。結果等につきましては、市のホームページにも公表いたします。以上でございます。

委員長 何かお聞きになりたいことがありましたらどうぞ。

(なしの声あり)



(4) 平成27年度学校図書館司書配置換えについて

委員長 次に、報告事項(4)について説明をお願いします。

事務局 報告事項関係資料④をご覧ください。平成27年度学校図書館司書配置換えについて、ご説明いたします。趣旨としましては、本市における学校図書館運営を公平に分担し、全市的な配置と交流を公正かつ円滑に行うという方針の下、学校における気風の刷新と、学校図書館運営の充実振興を図ることを目的に行うもので、今回が初めての配置換えとなります。2にございますように、今回は116人の司書のうち、18人を配置換えいたしました。以上でございます。

委員長 何かお聞きになりたいことがありましたらどうぞ。

委員 配置換えの時の選ぶ基準を教えてください。

事務局 今回は、同じ学校に15年以上継続勤務した方を中心にしながら、遠距離で通勤されている方なども含めて、配置換えを行ったところでございます。

委員 今回の配置換えが初めてということですが、これまで通勤に関わることで異動のアンケートを取ったりしていましたか。

事務局 採用するときは、特に希望はないということでしたが、改めて聞いたところ、「できれば近い方がいい」との回答もございました。また、この配置換えを行う際に本人への意向調査を行いまして、遠距離などで時間がかかるなどの意見もあり、配置換えをお願いしたいという声も挙がりました。そういったことを総合的に勘案しまして、配置換えを行ったところでございます。



(5) 平成26年度鹿児島市社会教育委員の会議からの提言について

委員長 次に、報告事項(5)について説明をお願いします。

事務局 報告関係資料⑤をご覧ください。平成26年度鹿児島市社会教育委員の会議からの提言につきまして、鹿児島市社会教育委員条例施行規則第4条の規定によりまして、議長より報告をいただきました。本年度は、テーマを「市民が学びあい教えあう地域づくりをめざして」と設定し、学習の機会や場の充実、生涯学習ボランティアの育成と活用の2つの視点から協議を行いました。協議のまとめとしまして、資料にありますように6つの提言がなされたところでございます。なお、本年度いただきました協議のまとめにつきましては、資料1～5ページに掲載しております。これらの提言は、今後の施策の参考にさせていただくとともに、社会学級委員や地域公民館・校区公民館関係者等の各種研修会の資料として活用し、本市の社会教育・生涯学習活動が進展するよう努めてまいりたいと思います。以上でございます。

委員長 何かお聞きになりたいことがありましたらどうぞ。
(なしの声あり)



(6) 吉田公民館改修工事の完了について

(7) 喜入公民館ホールについて

委員長 次に、報告事項(6)及び(7)について説明をお願いします。

事務局 それでは、吉田公民館改修工事の完了につきまして、報告事項関係資料(6)をご覧ください。当館は、エレベーター設置等の機能拡充などを図るため、6月から休館をいたしまして、休館後に改修工事を行い平成27年2月17日に完成をいたしました。改修内容としましては、正面玄関前にエレベーターの設置やトイレの洋式化、図書室の拡充等を行いました。また、事務室・図書室は3月10日火曜日に引っ越しが完了いたしまして、現在リニューアルオープンに向けて準備中でございます。なお、リニューアルオープニングセレモニーを4月2日の10時から開催する予定にしております。続きまして、喜入公民館ホールの完成について、ご報告させていただきます。報告事項関係資料(7)をご覧ください。当ホールは、平成26年8月から建設がスタートしまして、今年の3月19日に完成をいたしました。施設の概要としましては、延床面積が516.48㎡の鉄筋コンクリート(一部鉄骨)造でございます。収容人数は300人、冷暖房完備も充実しております。開館セレモニーを市長出席のもと100名あまりの方々にご出席をしていただき、本日13時に開催をされたところでございます。以上でございます。

委員長 何かお聞きになりたいことがありましたらどうぞ。
(なしの声あり)



(8) 鹿児島市美術品等取得基金による美術品の購入について

委員長 次に、報告事項(8)について、説明をお願いします。

委員 それでは、報告事項関係資料(8)をご覧ください。鹿児島市美術品等取得基金による美術品を購入しましたので、ご報告いたします。購入した美術品は、椿貞雄、安達真太郎、野津無人相菩薩のそれぞれ1点ずつ購入、計3点でございます。購入理由でございますが、椿貞雄の「桜島」は、岸田劉生に師事し、独自の画風を追求した山形県生まれの洋画家、椿貞雄が鹿児島を訪れた際に描いた桜島で、晩年の素朴で暖かな作風を伝える作品です。購入金額が430万円、東京赤坂の株式会社古美術長野から購入いたしました。次に、安達真太郎の「静物」は、鹿児島ゆかりの洋画家では細密画の第一人者といえる洋画家安達真太郎の21歳頃の貴重な画業初期の作品で、既に収蔵されている後期の作品として比較して紹介することで、作風への理解を深めることができます。購入金額が43万2千円、岐阜県高山市ギャラリー斐山から購入いたしました。最後に、野津無人相菩薩の「楊柳観音図」は、江戸中期の薩摩で活躍した異端の画僧野津無人相菩薩の代表作であり、経文によって描かれた文字絵としても貴重なもので、全国的にも注目される作品でございます。購入金額は50万円、大阪府在住の個人の方から購入いたしました。いずれも美術品収集の基本方針に沿い、

コレクションの充実につながるために購入したところでございます。購入日は、平成27年3月20日となっております。2ページは、先ほど紹介した美術品でございますので、お目通しください。以上でございます。

委員長 何かお聞きなりたいことがありましたらどうぞ。

委員 展示しなくなった美術品は売却したりしますか。

事務局 美術館では、だいたい2ヶ月に1回展示替えを行っています。小企画展としてテーマを設け、5回～6回開催しております。多くの作品を展示できるように取り組んでいます。展示品を売却するなどは今のところ考えておりません。



(9) 市議会関係の審議結果等について

(10) 教育委員会関係の主な行事について

委員長 次に、報告事項(9)及び(10)について、説明をお願いします。

事務局 議案綴りの70ページをご覧ください。報告事項(9)の市議会関係の審議結果等についてですが、今週月曜日まで平成27年度第1回市議会定例会が開催されておりまして、27年度の予算議案を含めまして教育委員会関係7件の議案がございました。7件とも全て原案どおりで可決をされたところでございます。なお、新年度予算につきましては、「新・郷中教育推進事業」等でご意見をいただきまして、児童クラブに入れたい4年生について受け入れる形になったところでございます。続きまして、報告事項(10)でございます。教育委員会関係の主な行事についてでございますが、市立の学校の入学式・入園式等の日程でございます。小・中学校の入学式につきましては、4月6日の月曜日、市立高校・玉龍中学校は4月7日の火曜日、市立幼稚園につきましては、桜峰幼稚園が4月9日木曜日、他3つの市立幼稚園は4月10日の金曜日となっております。ちなみに、小学校の入学人数ですが、今年1月時点での取りまとめになります。全体で5,756人、昨年度と比較しますと320人ほど増となる見込みとなっております。3月27日から5月6日までですが、市立美術館の方で「北斎展」を開催いたします。また、4月19日には、かごしま文化工芸村におきまして、「春まつり」を開催する予定でございます。以上でございます。

委員長 何かお聞きなりたいことがありましたらどうぞ。

(なしの声あり)



定第57号議案	鹿児島市教育委員会会議規則一部改正の件	原案可決
定第58号議案	鹿児島市教育委員会傍聴人規則一部改正の件	原案可決
定第59号議案	鹿児島市教育委員会公告式規則一部改正の件	原案可決
定第60号議案	鹿児島市教育委員会公印規則一部改正の件	原案可決
定第61号議案	鹿児島市教育委員会事務委任等規則一部改正の件	原案可決

定第 6 2 号議案 鹿児島市教育委員会教育長職務代行規則廃止の件 原案可決

定第 6 3 号議案 鹿児島市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する規則制定の件 原案可決

定第 6 4 号議案 鹿児島市教育委員会文書取扱規程一部改正の件 原案可決

委員長 次に、定第 5 7 号議案から 6 4 号議案については関連がありますので、一括して説明をお願いします。

事務局 定第 5 7 号議案から定第 6 4 号議案につきましては、別添の資料で一括してご説明いたします。教育委員会制度改革に伴う規則等の改正について、関係の規則でございます。定第 5 7 号議案につきましては、鹿児島市教育委員会会議規則の概要につきましては、教育委員会会議の運営内容を定めたものでございます。主な改正内容としましては、規則中の「委員長」を「教育長」に、「委員」を「教育長及び委員」に改めること、教育委員から会議の招集を求めることができるよう条項を追加する等でございます。なお、経過措置としまして新教育長が任命されるまでは適用しないことも定めています。定第 5 8 号議案につきましては、教育委員会傍聴人規則になります。傍聴に関する手続きや注意事項を定めたものでございまして、「委員長」を「教育長」に改めること、その他必要な文言の修正を行うこととしており、経過措置も定めております。定第 5 9 号議案につきましては、教育委員会の公告式規則を定めるもので、規則中の「委員長」を「教育長」に改める文言整理等をするものでございます。定第 6 0 号議案につきましては、教育委員会の公印規則で公印の種類・寸法・印影等を定めたもので、「教育委員長印」及び「教育委員長職務代理者印」を廃止いたします。定第 6 1 号議案につきましては、事務委任等規則でございます。教育委員会の職務権限のうち教育長に委任する権限を定めたものですが、引用している根拠法の条ずれに伴うものでございます。定第 6 2 号議案は、教育長職務代行規則でございます。概要としましては、教育長に事故があるときは、管理部長が一部の職務を代行することを定めたものでございます。改正内容としましては、新教育長の職務代理者は教育委員から指名することとされておりますが、事務につきましては、法の規定で事務局職員に委任できることから、管理部長を職務代理者とする現行規則を廃止するものでございます。定第 6 3 号議案につきましては、教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する規則で、教育長の勤務時間等を新たに定めるものでございます。現在の教育長の給与・勤務時間等を規定した「教育長の給与等に関する条例」が廃止されるため、新たに勤務時間等について規定するものでございます。給与は、別途特別職の給与条例がございまして、その中に追加をしております。定第 6 4 号議案につきましては、文書取扱規程でございます。概要としましては、文書の收受、処理等について定めたもので、規定中の「教育委員長」の文言を削除いたします。また、根拠法の条ずれに伴い、文言整理をいたします。以上でございます。

委員長 ただいまの説明について、何かご質疑はありますか。

委員 県の方は、4 月 1 日にこれだけの規則を改正するということですよ。鹿児

島市は、移行期間を設けるということですよ。

事務局 はい。そのとおりでございます。

事務局 今回の規則等の改正につきましては、新しい制度に変わったときの準備としてお願いしたところでございます。

委員 鹿屋市と指宿市以外は、経過措置になりそうですか。

委員 はい。

委員 新教育長は学校の先生になる市が多いですか。

委員 九州の状況では、長崎や熊本など市長事務部局の方が教育長になっている市もあります。

委員 県の歴代教育長は、行政職の方ですか。

委員 はい。

委員長 他になければ、原案どおりとすることにご異議ありませんか。
(なしの声あり)

委員長 ご異議もないので本件は原案どおりといたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第 6 5 号議案 鹿児島市立学校管理規則一部改正の件 **原案可決**

定第 6 6 号議案 鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則一部改正の件 **原案可決**

定第 6 7 号議案 鹿児島市立学校職員の職、休日休暇及び勤務時間等に関する規則一部改正の件 **原案可決**

定第 6 8 号議案 鹿児島市教育委員会人事評価実施規程一部改正の件 **原案可決**

委員長 次に、定第 6 5 号議案から 6 8 号議案については関連がありますので、一括して説明をお願いします。

事務局 引き続き、一括表で説明させていただきます。定第 6 5 号議案につきましては、学校管理規則になります。規則の概要につきましては、学校の管理運営に関する事項を定めたもので、学校に置かれる職に「専門員」という職を加えます。この「専門員」の職について、補足説明をいたしますと、現在は主事・主査・係長というものを職員には設けていますが、主査と係長の間置くもので、係長相当の職でございます。職務としては、課長の補佐も行うこととなっております。次に、定第 6 6 号議案ですが、教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則でございます。これにつきましては、教育委員会事務局の内部組織で、課に準ずる組織として保健体育課に「国体準備室」を置き、事務分掌を改めるものでございます。定第 6 7 号議案につきましては、鹿児島市立学校職員の職、休日休暇及び勤務時間等に関する規則で、学校に置かれる職及び休日休暇、勤務時間等について定めたものであり、これも先ほどと同様に「専門員」を加えるものでございます。定第 6 8 号議案につきましては、人事評価実施規程についてですが、これも同様に「専門員」を加えるものでございます。以上でございます。

委員長 ただいまの説明について、何かご質疑はありませんか。
委員 この専門員という職は、専門の分野について強い方が就きますか。
事務局 県の方では、「専門員」という職が設けられておりまして、行政職でも経験を積んだ職員が、ポストが無い部分に県の方も「専門員」を置いていますので、それに準じた形で本市も設置したところがございます。
委員長 他になければ、原案どおりとすることにご異議ありませんか。
(なしの声あり)
委員長 ご異議もないので、本件は原案どおりといたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第69号議案 鹿児島市立幼稚園の保育料の減免に関する規則一部改正の件

原案可決

定第70号議案 鹿児島市立高等学校の入学検定料及び入学料の免除に関する規則の一部を改正する規則一部改正の件

原案可決

委員長 次に、定第69号議案及び定第70号議案について説明をお願いします。
事務局 定第69号議案につきましては、鹿児島市立幼稚園の保育料の減免に関する規則一部改正の件でございます。幼稚園の保育料の減免に関する事項を定めたものでございます。改正内容といたしましては、保護者の所得状況に応じた保育料の規定を条例で定めたため、当該減免にかかる規定を削除するほか、保育料決定に係る年少扶養控除の取扱いについて定めたものでございます。これは、保育園・幼稚園に係る入所の形が変わりましたので、それに合わせて条例を改正したものでございます。70号議案につきましては、鹿児島市立高等学校の入学検定料及び入学料の免除に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則でございまして、高等学校の授業料、入学検定料、入学料の減免に関する事項を定めたものでございます。25年8月に生活保護基準が約4%引き下げられております。改正前の基準で生活保護が適用になる者については、入学料の免除対象としております。これは国の通知等もございましたので、27年度も引き続き免除対象とするため経過措置期間も延長するものでございます。以上でございます。

委員長 ただいまの説明について、何かご質疑はありませんか。
委員 入学したときの基準で、卒業までということを指しますか。
事務局 毎年度ごとに審査をしております。
委員長 他になければ、原案どおりとすることにご異議ありませんか。
(なしの声あり)
委員長 ご異議もないので、本件は原案どおりといたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第56号議案 鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免の件

原案可決



7 その他

委員長 それでは、他の説明員を入室させます。しばらくお待ちください。

(説明員入室)

委員長 最後に、事務局から何かありますか。

事務局 4月の定例会について、ご連絡いたします。4月27日月曜日16時から場所は教育委員会室を予定しております。来年度も引き続き、よろしくお願いたします。

委員長 他にございませんか。

(なしの声あり)

8 閉会

委員長 それでは、以上をもちまして本日の定例会を終了いたしますが、最後にこの場をお借りしまして、皆様方に一言ご挨拶申し上げます。転出される教職員の方々におかれましては、鹿児島市の教育委員会にご在職期間中、教育行政の推進のために一方ならぬご尽力を賜り、誠にありがとうございました。これから学校現場に戻られるわけですが、鹿児島市教育委員会で得た知識、経験を教育現場で実践していただきたいと願っております。ご家族共々健康で新しい門出をお迎えになられることを期待しております。市長部局の人事異動発表はまだですが、来年度も引き続き残られる部課長さん方には、石踊教育長を中心に、本市教育発展のため、一層のご尽力をお願いいたします。教育委員の皆さん、そして事務局の皆さん、1年間、お疲れ様でした。

【以上】